

NHO

☆National Hospital Organization

全国140の病院ネットワーク

《診療・臨床研究・教育研修》

令和4年度 業務実績評価説明資料

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)



独立行政法人



国立病院機構

目次

1. 独立行政法人国立病院機構の概要	・・・	1
2. 令和4年度の業務実績	・・・	2
評価項目1-1-1 診療事業（医療の提供）	・・・	3
評価項目1-1-2 診療事業（地域医療への貢献）	・・・	6
評価項目1-1-3 診療事業（国の医療政策への貢献）	・・・	10
評価項目1-2 臨床研究事業	・・・	14
評価項目1-3 教育研修事業	・・・	17
評価項目2-1 業務運営等の効率化	・・・	21
評価項目3-1 予算、収支計画及び資金計画	・・・	25
評価項目4-1 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	・・・	28

1. 独立行政法人国立病院機構の概要

1. 設立

- 平成16年4月1日
- 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）を根拠法として設立された中期目標管理法

2. 機構の行う業務

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に附帯する業務を行うこと

3. 組織の規模（令和5年4月1日現在）

病院数 : 140病院
運営病床数 : 49,682床（全国約157万床のうち約3%）

一般病床	精神病床	結核病床	療養病床	感染症病床	計
44,898	3,671	1,027	0	86	49,682

臨床研究センター : 10病院

臨床研究部 : 75病院

附属看護師等養成所

令和4年度卒業生

看護師課程 : 31校 (1,883名)

助産師課程 : 3校 (57名)

リハビリテーション学院 : 1校 (33名)

☆セーフティネット分野の医療

（各分野の全国に占める病床のウエイト）

1 : 心神喪失者等医療観察法 : 48.8%

2 : 筋ジストロフィー : 93.7%

3 : 重症心身障害 : 36.9%

4 : 結核 : 31.1%

国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は

国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために

たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに

患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し

質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます

4. 患者数（令和4年度実績）

入院患者数（1日平均） 38,028人

外来患者数（1日平均） 44,969人

5. 役職員数（常勤）

役員数 6人（令和5年4月1日現在）

職員数 62,555人（令和5年1月1日現在）

※医師6千人、看護師40千人、その他16千人

6. 財務

各病院が自己の診療収入により経常収支率を100%以上とすることを目指しており、新入院患者の確保や新たな施設基準の取得など経営改善に向けた努力を引き続き行っています。

2. 令和4年度の業務実績

<評価項目一覧>

評価項目		重要度「高」	難易度「高」	自己評価
1-1	診療事業			
1-1-1	医療の提供	○		A
1-1-2	地域医療への貢献	○	○	S
1-1-3	国の医療政策への貢献	○	○	S
1-2	臨床研究事業	○	○	A
1-3	教育研修事業			A
2-1	業務運営等の効率化		○	A
3-1	予算、収支計画及び資金計画			B
4-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A
【総合評価】 (評価S5点 × 係数2 (重要度「高」) × 2項目 + 評価A4点 × 係数2 (重要度「高」) × 2項目 + 評価A4点 × 3項目 + 評価B3点 × 1項目) / (全評価項目数8 + 重要度「高」の評価項目数4) = <u>4.3</u> → A評価				A

<留意事項> ・項目の横に記載しているページ数は、業務実績評価書における該当ページ数を表している。

評価項目 No. 1-1-1 診療事業（医療の提供）

自己評価 A

（過去の主務大臣評価 R元年度：B、R2年度：B、R3年度：B）

重要度 高

I 中期目標の内容

①患者の目線に立った医療の提供

- ・患者ニーズの把握を的確に把握し、患者満足度の向上に努める。

②安心・安全な医療の提供

- ・地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策の一層の充実や院内感染対策の標準化に取り組むとともに、これらの取組の成果について情報発信に努める。

③質の高い医療の提供

- ・チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進する。
- 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させる。
- 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させる。
- クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。

【重要度「高」の理由】

- ・標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> ・スキルミックスによるチーム医療の提供や医師の業務に係るタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化） ・医療の高度化、複雑化に対応するためのチーム医療の推進 	・特定行為を実施できる看護師の配置数（目標値 202名）	119.8%	122.6%	123.9%	293名	145.0%
	・認定看護師の配置数（目標値 1,109名）	103.6%	101.9%	101.1%	1,140名	102.8%
	・専門看護師の配置数（目標値 74名）	117.5%	102.7%	97.4%	77名	104.1%
	・認定薬剤師の配置数（目標値 1,384名）	105.1%	104.6%	99.1%	1,404名	101.4%
	・専門薬剤師の配置数（目標値 94名）	102.2%	96.8%	103.3%	96名	102.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・診療計画等を標準化することによるチーム医療の実現や医療の質の向上 ・インフォームドコンセントの着実な実施による患者満足度の向上 	・クリティカルパスの実施割合（目標値 48.6%）	101.6%	103.1%	104.3%	51.4%	105.8%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
<ul style="list-style-type: none"> ・特定行為を実施できる看護師の配置数（目標値 202名） 	② 令和4年度は新たに7病院が指定研修機関（合計35病院）となり、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための体制を整備したことにより、指定研修機関以外の病院においても特定行為研修に関する理解が深まり、特定行為を実施できる看護師の配置病院数が増加（令和3年度74病院、令和4年度93病院）。特定行為を実施できる看護師の配置数は前年度を大きく上回る293名となった。

達成度の高い指標・目標値については、国において次期中期目標を作成する際、連携して検討することとしたい。

III 評定の根拠

根拠	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い医療の提供 	<p>指定研修機関の拡大により、前年度と比較して特定行為を実施できる看護師の配置数は91名増加した。</p> <p>また、過去最大の感染の波が2度あった中、セーフティネット系病院でも感染対策を徹底し新型コロナ患者を受入れたことで、前年度より受入病院数、延べ入院患者数ともに増加した。さらに、オンラインによる診療・面会の拡大、長期療養患者の外出イベント再開等により、患者が安心して質の高い医療を受ける事ができる体制の構築を進めた。</p>

1 質の高い医療の提供

○新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立(P34)

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという）対応については、発生初期から、NHOがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体からの病床確保や看護師派遣などの依頼に対し、一貫して積極的に協力している。

令和4年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れる中であっても、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の病床などの診療機能を維持することにより、基礎疾患を有する新型コロナ患者や新型コロナ患者が合併症を併発した場合にも幅広く対応した。

また、重症心身障害や神経筋難病などのセーフティネット系病院でも、感染対策を徹底して新型コロナ患者を受け入れ、手紙で家族等へ状況を報告するなど新型コロナ禍でも安心・安全な医療を提供したことで、前年度より受入病院が16病院、延入院患者数が15,523人増加し、地域医療に大きく貢献した。

	2年度	3年度	4年度
受入病院数	24病院	32病院	48病院
延べ入院患者数	20,778人	44,828人	60,351人

○患者が安心して療養できる診療体制の確保(P35)

新型コロナ患者もそれ以外の患者も安心して受診してもらうために、新型コロナとの共存を図っていくための体制を推進している。

【基本的な考え方】

- ・新型コロナ感染の有無が明らかでないことを理由に、患者紹介や救急車の受け入れ要請を断らない。
- ・一方、新型コロナ以外の疾患の患者にも安心して療養してもらえる環境であることを明らかにするため、動線や病室を明確に区分する。

新型コロナとの共存の観点から、感染対策を行いつつ、質の高い診療を行うため、115病院において、電話やオンラインによる診療を実施した。

さらに、面会が制限される中であっても、患者や患者家族のQOLの向上を図るため、患者への感染を防ぎつつ、地域の感染状況も十分に踏まえながら、できる限り対面による面会を実施し、114病院で対面面会を実施した。

また、対面面会が難しい場合においてもオンライン面会等工夫を凝らした面会を実施し、オンライン面会については、108病院で実施、64,000人以上の利用があった。

（工夫した面会の一例（左：ガラス越し面会 中央：青空ディスタンス面会））



（右：外出行事の様子）

また、セーフティネット分野の長期療養中の患者の外出行事など、感染対策の観点からこれまでやむを得ず中止や限定的な開催が多くなっていたイベントについても、地域の感染状況等を踏まえつつ十分な感染対策を実施した上で、患者とご家族にとって入院生活がより充実するよう工夫を凝らした取組を行い、多くの患者・患者家族から好評を得ている。

○国が進めている特定行為研修修了者の活動(P25)

NHOにおいては質の高い医療の提供及びタスクシフトを目的に特定行為を実施できる看護師の配置を進めており、大阪南医療センターにおいては、術中麻酔管理領域の研修を修了した看護師を配置し、術中麻酔管理の補助を行うことで、手術の待ち時間短縮や麻酔科医の緊急手術への迅速な対応に貢献している。熊本再春医療センターにおいては呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の研修を修了した看護師を配置し、医師が実施していた筋ジストロフィー患者等の長期療養中の患者に対する気管カニューレ交換を看護師が行うことで、生活援助のタイミングに合わせた特定行為の実施ができるため、患者のQOL向上にも寄与している。

2 患者の目線に立った医療の提供

○患者満足度調査の実施と必要なサービス改善に向けた取組(P11)

患者満足度調査は、患者の目線に立ち、国立病院機構全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。令和4年度における調査の結果は、前年度に引き続き、他の設置主体との比較において高水準の結果となった。

【令和4年度 患者満足度調査結果】

	国立病院機構平均	日本医療機能評価機構平均
診療内容（入院）	4.65	4.60
診療内容（外来）	4.22	4.10

※アンケートは5段階評価で、左記はその平均ポイントである。

なお、より患者目線に立った具体的な改善事項に繋げるため、令和4年度には各ケアプロセスにおいて患者が経験した事実を調査するPX（患者経験価値）調査の要素を取り入れた調査方法の検討を行い、令和5年度からは新しい調査票での調査を実施する。

評価項目No. 1-1-2 診療事業（地域医療への貢献）

自己評価 S

（過去の主務大臣評価 R元年度：A、R2年度：A、R3年度：A）

重要度 高

難易度 高

I 中期目標の内容

①医療計画等で求められる機能の発揮

- ・地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院の機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討する。
- 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。

②在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献

- ・地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図る。
- 訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させる。
- 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させる。
- セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。

【重要度「高」の理由】

- ・今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

【難易度「高」の理由】

- ・機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
・地域の医療機関との連携	・紹介率 (目標値 76.5%) ・逆紹介率 (目標値 64.1%)	101.0% 104.1%	99.5% 112.2%	97.5% 110.1%	75.6% 70.3%	98.8% 109.7%
・地域の医療事情に応じた在宅医療支援の充実 ・地域包括ケアシステムの構築 ・セーフティネット分野の医療の提供	・訪問看護の延べ利用者数 (目標値 65,741名) ・入退院支援実施件数 (目標値 223,938件) ・短期入所の延べ利用者数 (目標値 39,932名) ・通所事業の延べ利用者数 (目標値 48,788名)	109.5% 117.3% 125.2% 98.6%	101.5% 105.1% 75.6% 81.1%	100.9% 117.0% 78.5% 75.9%	72,003名 257,491件 34,035名 37,097名	109.5% 115.0% 85.2% 76.0%

要因分析 (実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指標	要因分析 (①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
・短期入所の延べ利用者数 (目標値 39,932名) ・通所事業の延べ利用者数 (目標値 48,788名)	③ 短期入所及び通所事業については、各病院において感染防止対策を徹底した上で、受入れを実施しているが、新型コロナウイルスの流行の中、特に第7波・第8波の時期等においては、入院患者の安全のため、受入れを一時的に中止・制限せざるを得ない状況であったことから、令和4年度の評価対象から除外する。

III 評定の根拠

根拠	理由
・医療計画等で求められる機能の発揮	令和4年度の派遣先施設数は309施設 (前年度の約8倍) であり、特に老人福祉施設への感染防止・拡大対策指導を目的とした派遣が増加した。自治体等からのクラスター (小規模な集団感染) 対応を目的とした派遣要請についても、これまでは陽性患者への看護の提供が主だったところ、令和4年度においても、前年度から引き続き沖縄県をはじめとした自治体の要請により、感染症専門医や感染管理認定看護師等で編成されたクラスター対策チームの派遣を実施し、地域の感染対策指導にも貢献した。

① 医療計画等で求められる機能の発揮

○地域医療における新型コロナへの対応(P46)

令和4年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れる中であっても、新型コロナ対応と一般医療等の維持・両立を図りながら、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供した。

また、新型コロナ対応に当たっては、都道府県からの要請に積極的に応じ、新型コロナ患者等を重点的に受け入れるにあたり、令和4年度は重点医療機関98病院、協力医療機関10病院の指定を受けた。

【重点医療機関・協力医療機関病院数の推移】

	2年度	3年度	4年度
重点医療機関数	61病院	89病院	98病院
協力医療機関数	21病院	13病院	10病院

○新型コロナに係る地域の医療・介護施設への職員派遣(P47)

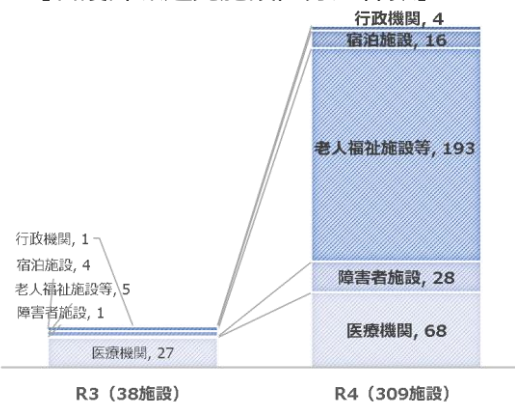
日本国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れ、各NHO病院では過去最多の新型コロナ患者の受入を行いつつ、自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した施設等へ感染管理認定看護師を派遣、当該施設において安全なケアの提供ができるよう感染対策指導を行ったほか、感染対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナ対応に貢献した。

【看護師の派遣実績】

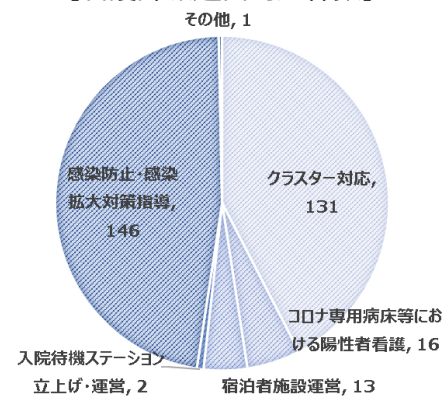
		2年度	3年度	4年度
NHO外	派遣人数	99人	253人	876人
	延べ人日	2,016人日	4,895人日	3,170人日

令和4年度の派遣先施設数は309施設（前年度の約8倍）、特に老人福祉施設への感染拡大防止対策指導を目的とした派遣が増加した。自治体等からのクラスター対応を目的とした派遣要請についても、これまでは看護の提供が主だったところ、令和4年度においてはクラスター対策チームの派遣を実施、地域の感染対策指導に貢献した。また、沖縄県に新たに設置する入院待機ステーションの運営にも参画し、入院できない患者が安心して療養できる環境づくりにも力を発揮した。

【看護師派遣先施設区分別件数】



【看護師派遣目的別件数】



○NHO病院主催の地域医療機関との新興感染症発生を想定した感染対応力向上のための訓練 (P48)

地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、NHO三重病院が中心となり地域の連携医療機関19施設と合同して新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した訓練を実施した。連携医療機関からは医師や看護師、臨床検査技師などの医療従事者が参加し、ゾーニングや感染症対応の備品の運用方法の確認、応用方法の思案など地域の医療機関と情報共有することにより、地域で連携した感染対応力の向上を図った。この他、NHO各病院のCOVID-19研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを運用し内外の医療従事者や地域住民でも当機構の動画等コンテンツにアクセスできるようにしており感染症対応の充実を図っている。

また、NHO内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、その内容の充実に取り組んでいる。

(訓練の様子)



○5疾病5事業への取組等(P42)

都道府県医療計画において、5疾病5事業及び在宅医療の実施医療機関として位置づけられており、各病院では、新型コロナへ対応しつつ、地域で必要とされる役割を果たした。

具体的には、救急車受入数については、**217,712件**（対前年度+**46,467件増、113.8%**）であり、手術件数は、**202,880件**（対前年度比+**5,385件増、102.7%**）と新型コロナに積極的に対応しつつ地域医療にも大きく貢献した。

また、在宅医療機関と連携し緊急時に在宅患者の入院を受け入れる在宅療養後方支援病院（※）について、**39病院**（対前年度+**13病院**）と増加しており、地域における在宅医療の推進及び在宅医療提供体制の確保に寄与した。

【在宅療養後方支援病院受入人数】

令和4年度 **336人**(対前年度比+**156人増、186.6%**)

(※) 在宅を担当する医療機関と連携し、連携医療機関の求めに応じた24時間診療が可能な体制を確保するとともに、緊急入院の必要がある場合に受け入れる病院

5疾病5事業

【がん】

医療計画記載 83病院
がん診療拠点病院 35病院

【救急医療】

医療計画記載 112病院
救命救急センター 21病院

【周産期医療】

医療計画記載 60病院
総合周産期 5病院
地域周産期 19病院

【心筋梗塞】

医療計画記載 64病院

【災害医療】

医療計画記載 68病院
災害拠点病院 38病院

【小児医療】

医療計画記載 102病院

【脳卒中】

医療計画記載 91病院

【精神疾患】

医療計画記載 43病院
認知症疾患医療センター 14病院

【へき地医療】

医療計画記載 14病院
へき地拠点病院 10病院

【糖尿病】

医療計画記載 79病院

○信州上田医療センターへの上田市立産婦人科病院の医療機能の集約について(P45)

長野県上田市の市立産婦人科病院では、医師確保が困難な状況等が続いていたため、市立産婦人科病院と信州上田医療センターの医療機能の再編による安定的で持続可能な医療提供体制の構築を目指して、令和3年11月に上田市において「市立産婦人科病院のあり方について（方針）」が策定された。

令和4年度には、市立産婦人科病院がリスクのある患者の分娩を制限したことから、信州上田医療センターにおいてその分の分娩数の増加に対応した(対前年度+159件)。また、令和4年度末をもって市立産婦人科病院での分娩が中止されることとなったことから、更なる分娩数の増加に対応できるよう、医師や医療スタッフの確保、施設整備等の体制整備を着実に行った。



② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献

○医療的ケア児支援法への対応(P55)

令和3年9月に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、都道府県が設置することとされている医療的ケア児支援センターについて、山梨県内において重症心身障害児及び医療的ケア児への医療の中心的存在である甲府病院は、県からの運営委託の要請に応え、令和4年8月に院内に医療的ケア児支援センターを設置した。

センターには医療的ケア児等コーディネーターを常駐させ、関係機関と連携しながら、家族や教育機関等の相談に対する一元的な対応や医療従事者に対する研修実施など県内の医療的ケア児及びその家族に対して切れ目なく支援が行われるよう、必要な医療や障害福祉サービスに繋げている。こうした取組をNHOでは5病院にて行っている。



評価項目No. 1-1-3 診療事業（国の医療政策への貢献）

自己評価 S

（過去の主務大臣評価 R元年度：A、R2年度：S、R3年度：S）

重要度 高

難易度 高

I 中期目標の内容

①国の危機管理に際して求められる医療の提供

- ・国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化し、発災時に必要な医療を提供する。
- 事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）を、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する。
- 地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修について、令和2年度中に開始し、令和3年度は研修実施件数を276件以上、毎年度、前年度より研修実施件数を増加させる。

②セーフティネット分野の医療の確実な提供

- ・我が国における中心的な役割を果たすとともに、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図る。
- 訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させる。

③エイズへの取組推進

- ・被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、個々の状態に応じて適切に対応できるよう引き続き取組を進める。

④重点課題に対応するモデル事業等の実施

- ・国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施する。
- 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、令和5年度までに数量ベースで85%以上とする。

【重要度「高」の理由】

- ・南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。

【難易度「高」の理由】

- ・必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。
- ・また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
・発災時に必要な医療を提供する体制の維持	・事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（目標値 -）	177.3%	264.1%	- （R2年度末で全病院で整備済）		
・地域の医療事情に応じた在宅医療支援の充実（再掲）	・訪問看護の延べ利用者数（目標値 65,741名）（再掲）	109.5%	101.5%	100.9%	72,003名	109.5%
・国の医療分野における重要政策のモデル的な取組	・後発医薬品の使用割合（目標値 85%）	106.2%	104.6%	105.1%	89.6%	105.4%
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	・地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修（目標値 392件）	- （R3年度から新設）		142.0%	496件	126.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
・地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修（目標値 392件）	② 数多くの病院が新型コロナ対応を行っているというNHOの特性を生かし、令和4年度においても引き続き臨床検査や放射線等の関連職種ごとに研修を開催するとともに、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会、近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催し、目標を大きく超える496件となった。

III 評価の根拠

根拠	理由
・国の危機管理に際して求められる医療の提供	全国的に感染が拡大し、国からも新型コロナ病床の確保が求められる中、令和4年3月に開設した臨時医療施設には、すでに人的な余力が無い中であっても、病院間の業務調整を行うなどの工夫を凝らして、延べ9,575人の医師・看護師等を派遣し、延べ5,661人の新型コロナ患者を受入れ、東京都からの感染拡大を防ぐことに貢献し、高い評価を受けた。

① 国の危機管理に際して求められる医療の提供

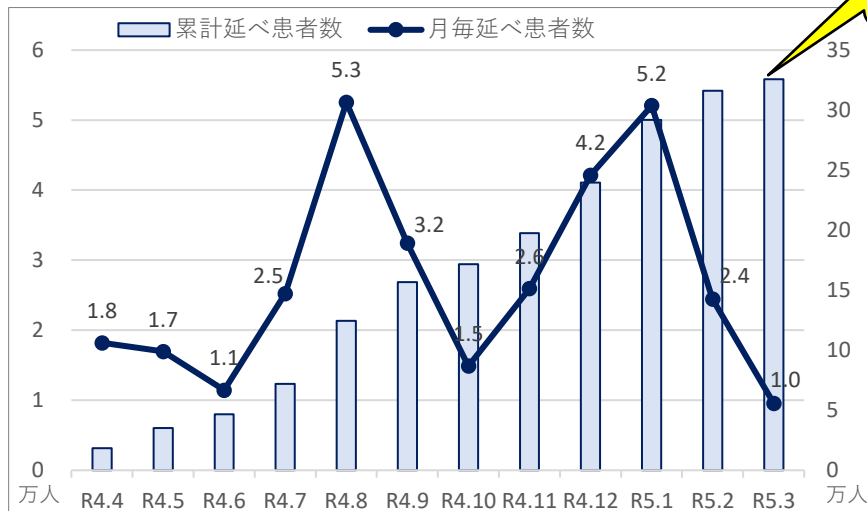
○新型コロナ患者の病床確保(P67)

令和4年度においても、新型コロナ対応について、NHOがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。

日本国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れる中にあり、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持し、一般医療の提供との両立を図りながら、NHO病院間の職員派遣などの工夫を凝らすことで病床を確保し、122病院で過去最多延べ約33万人もの新型コロナ患者を受け入れた。

新型コロナ対応とセーフティ機能を含む一般医療の両立は、過去最大の感染拡大の中、既に余力が残っていない中で医師、看護師等の派遣は相当困難であったが、こうしたNHOのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。

【令和4年度月別新型コロナ患者受入数及び累計新型コロナ患者受入数】



年間累計
32.6万人
(過去最多)

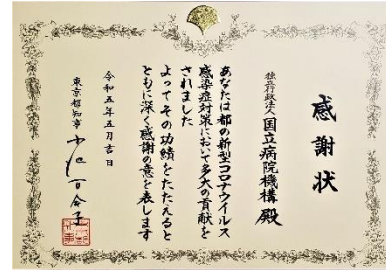
<要請への対応状況>

全国的に感染が拡大し、国からも新型コロナ病床の確保が求められる中、令和4年3月に運営を開始した東京都臨時医療施設（最大80床）では、令和5年3月末までに延べ5,661人の新型コロナ患者を受け入れた。

臨時医療施設の運営には、医師、看護師等の継続的な確保に加えて、マニュアルの整備や地域の医療機関等との連携を新たに構築する必要がある等、まったく新しい病院を1つ設立することに匹敵する多大な人的・物的リソースを投入した。また、東京都のみならず全国で感染が拡大し、各病院において新型コロナ患者の受入れや国・地方自治体からの医師、看護師等の派遣要請へも応じている中、更に医師、看護師等を東京都臨時医療施設に派遣することは大きな負担であった。特に、円滑な病院運営のキーパーソンとなるリーダー医師・看護師の確保が相当困難であったが、各病院が院内で業務調整を行うなどの工夫を凝らし、NHOのネットワークを生かすことで何とか捻出し、その他の職種も含め延べ9,575人に上る多様な人材を自力で確保した。更に、これまでの各地域での新型コロナ対応のノウハウを結集したこと、早期に地域との連携体制を構築するなど受入体制を整備することができた。

なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも医療従事者を派遣しており、これにより地域の他の施設で受け入れが難しかった認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となった。地域のニーズに対応した医療を提供し、受入れ要請には可能な限り応じたことで、一時は東京都の病床利用率を大きく超える利用率（令和4年5月18日時点：61.3%（東京都の病床利用率：15.3%））となるなど、東京都内の多くの患者を受け入れ、高い評価を得た。

【東京都知事からの感謝状】



【東京都臨時医療施設への派遣職員数】

職種	延べ人数
医師	1,026
看護師	7,311
メディカルスタッフ等	1,238
合計	9,575

○看護師等応援体制の構築(P68)

令和4年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れ、各NHO病院では過去最多の新型コロナ患者の受入を行いつつ、各自治体等からの派遣要請にも積極的な協力を行っており、厳しい人員体制の中にあっただが、令和4年2月に厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第21条第1項に基づく要求での看護師派遣について、厚労省より令和4年4月以降も引き続き派遣することを要請されるなど、国及び自治体からの要請に対し延べ14,117人もの医療従事者を派遣した。

【国からの要請への主な対応（看護師）】

時期	派遣先自治体	延べ派遣人数
4月	東京都・大阪府	904人
5月	東京都・沖縄県	343人
6月	沖縄県	375人
8月	沖縄県	452人
9月	沖縄県	105人

○感染症対応にかかる研修のNHOの枠を越えた実施(P68)

新型コロナ対応を行っているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に中期目標が改定され、新たに新型コロナにかかるNHOの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応にかかる研修を実施することとした。令和4年度は、NHO全体で496件の研修を地域向けに実施した。

○感染症にかかる機能強化(P68)

令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正が成立し、令和6年4月施行となり、当機構を含む公的医療機関に対して医療提供の義務が課された。

このため、同法に基づく使命を果たせるよう、病院と本部の保有資金から拠出する資金（約1,000億円）を財源とする基盤強化推進基金を創設し、当該基金を活用して感染症対応にかかる機能強化を含めた医療機能の強靱化に向けた取組（感染症対応対策・災害対応対策の建物整備等）を進めることとしている。

○厚生労働省のDMAT体制への貢献(P63)

<NHOにおけるDMAT体制の役割>

新型コロナ流行初期から、DMAT事務局は新型コロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）等に貢献してきたが、新興感染症への対応を充実するため、令和4年度に感染症専門の医師を採用し、本部DMAT事務局に新興感染症対策課を設置した。都道府県からの要請により、DMAT事務局員を現地に派遣し、新型コロナのクラスター対応等の支援を行った。

（派遣先）

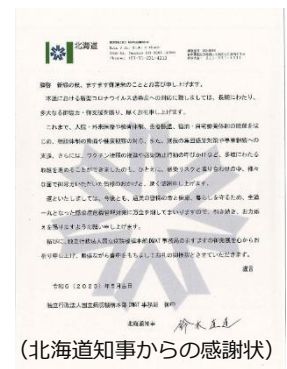
- ・ 沖縄県：令和4年5月、8～9月
- ・ 島根県：令和4年7月
- ・ 徳島県：令和4年9月
- ・ 北海道：令和4年11月～12月

<トルコ地震への対応（P65）>

令和5年2月6日にトルコで発生した大地震に対応するため、NHOの4病院から10名の職員がJICAによる医療チームに参加した。また、医療チームの先遣隊として、トルコ中部アダナ市にトルコ保健省とWHOが設置した国際医療チームの活動調整を行う医療チーム本部に、DMAT事務局から1名派遣され、20か国38国際医療チームの派遣先の調整や活動支援を行った。

<モルドバ支援（P65）>

ロシアのウクライナ侵攻により、多数の難民が隣国モルドバへ流入したことから、難民救済のため世界中から国際医療チームがモルドバに入り支援が行われた。WHOから国際医療チームの調整支援の要請があり、その一員としてDMAT事務局員が1名派遣された。現地において、日本の本部調整活動の手法が称賛され、日本の災害医療、DMATについて学びたいという要望があり、JICAにおいて「モルドバ災害医療管理体制構築支援プロジェクト」が始まった。今後、モルドバにおける災害医療チーム、災害医療体制の構築に向けた取組を支援していくこととしている。



自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R元年度:A、R2年度:S、R3年度:S)

重要度 高

難易度 高

I 中期目標の内容

① 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化

- ・更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図る。
- ・国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供について積極的に貢献する。

② 大規模臨床研究の推進

- ・ E B M推進のための大規模臨床研究により一層取り組む。
- 英語論文掲載数、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成30年の実績に比べ、5%以上増加させる。

③ 迅速で質の高い治験の推進

④ 先進医療技術の臨床導入の推進

- ・他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を充実させる。
- ・医療の I T化への対応に向けて積極的に貢献する。

⑤ 臨床研究や治験に従事する人材の育成

【重要度「高」の理由】

- ・効率的な臨床研究及び治験を実施するため、I C Tを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

【難易度「高」の理由】

- ・機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
・ 機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信	・ 英語論文掲載数（目標値 2,671本）	105.9%	105.3%	104.5%	2,738本	102.5%

III 評定の根拠

根拠	理由
・ 大規模臨床研究の推進	令和4年度においても引き続き、厚生労働科学研究（指定研究）「新型コロナワクチン追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査」の分担研究者として参加するとともに、 <u>新たな調査の分担研究者として、ワクチン接種を行った延べ69病院、5,085人を対象にコホート調査を行った。</u>
・ 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化	NCDA参加67病院の入院患者、外来患者の電子カルテデータ情報を週単位で厚生労働省に提供するとともに、 <u>NCDAを用いた次世代感染症サーベイランス手法の確立を目指し、効率的な収集方法の検討を行った。</u> また、令和5年度に向けて、PMDAのMID-NETへデータ連携をする準備を進めた。 そのほか、次世代医療基盤法に基づき、日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力した。本取組については、全国110機関のうち50%以上をNHOが占めている。

1 大規模臨床研究の推進**○新型コロナウイルスの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）等への対応(P94)**

厚生労働科学研究「新型コロナウイルス追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」、「新規新型コロナウイルスを含むコホート調査並びに副反応シグナル調査」に参加し、ワクチンを接種した者を対象として、全国の調査対象者数の73%、うちオミクロン株対応ワクチンについては82%に当たる、延べ69病院5,085人についてコホート調査を行った。そして接種に伴う副作用の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの政府から国民への情報発信に当たってその中核を担った。

2 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化**○NCDAを活用したCOVID-19自動サーベイランス体制の整備(P92)**

厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化のための研究」においてNCDAを活用して、週単位で、COVID-19の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（CLI/ILI）とSARS-CoV-2陽性率等を解析し、流行状況、重症度、および医療負担を迅速に評価してきた。

NCDAは医療機関における診療活動の中で入力される電子カルテデータを利用しているため、このサーベイランスには医療機関に対する業務上の負荷は無い。このような迅速にデータが得られ、かつ現場に負荷のかからない電子カルテデータを用いたサーベイランスは、特に迅速に評価を行う必要のあるパンデミックでは有用であり、令和4年度もNCDAを用いて次世代感染症サーベイランス手法の確立を目指し、効率的な収集方法等の検討を行った。今後も取組を進めていく。

※ NCDA：厚生労働省が推奨するSS-MIX2規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するIT基盤。（NHO Clinical Data Archives）

○外部データベースとの連携（P91）

国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供について積極的に貢献しており、令和元年度からPMDAのMID-NETと連携し、MID-NETを活用した医薬品の製造販売後データベース調査等で利用される

データ量の充実を図り、医薬品等の安全対策の高度化に協力している。そのため、NCDAで解析している各種医療データをMID-NET側で解析が可能となるように変換し、提供する環境を構築する事業を開始した。これまで医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、データ連携の検証を行ってきたところ、令和4年度は、令和5年度のレセプトとDPCの連携データ提供の運用開始にむけて、調整、準備、GPSP省令の対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。

※ PMDA：独立行政法人医薬品医療機器総合機構。

MID-NET：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内のいくつかの医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。

GPSP省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。

○外部機関へのデータ提供（P93）

次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。令和4年10月には、新たに7病院を追加し、55病院でデータ提供を行っている。

次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和4年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で110機関と少ない中で、NHOが50%を占めている。NHOとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。

3 迅速で質の高い治験の推進**○NHOにおける治験実施体制の確立(P100)**

NCDA等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用するとともに、本部で治験の実施状況を継続的にモニタリングし、施設に対して進捗に関する指導や助言を行った結果、新規課題数は207課題となった。また、令和4年度の企業から依頼された治験実施症例数は3,982例となり、令和3年度の実績を超える成果を収めた。

評価項目No. 1-3 教育研修事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R元年度：B、R2年度：B、R3年度：A)

I 中期目標の内容

① 質の高い医療従事者の育成・確保

- ・様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行う。
- ・看護師等養成施設については、環境等の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行う。
- ・国が推進している特定行為に係る看護師の育成に貢献するとともに、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進する。
- 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させる。

② 地域医療に貢献する研修事業の実施

- ・地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献する。
- 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。

③ 卒前教育の実施

- 職種毎の実習生の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させる。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	令和4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
・ 専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師の育成	・ 特定行為研修修了者数 (目標値 90人)	193.8%	190.3%	152.5%	135人	150.0%
・ 地域医療の質の向上に貢献	・ 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (目標値 1,057件) ・ 地域住民を対象とした研修会の開催件数(目標値 309件)	83.8% 99.9%	19.8% 20.5%	167.5% 107.7%	1,049件 451件	99.2% 146.0%
・ 質の高い医療従事者の育成 ・ 医師、看護師、薬剤師等を目指す学生に対する卒前教育	・ 職種毎の実習生の延べ受入日数 目標値 () 医師・歯科医師 16,477人日 看護師 284,114人日 その他職種 80,216人日	90.3% 99.1% 92.4%	52.5% 56.7% 74.6%	155.1% 116.5% 121.2%	23,448人日 309,672人日 91,540人日	142.3% 109.0% 114.1%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
・ 特定行為研修修了者数 （目標値 90人）	② 当機構病院内においても計画的に育成できるよう毎年度、指定研修機関を増やすことで、令和4年度は新たに7病院が指定研修機関（合計35病院）となった。また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大に取り組む等、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための体制を整備したことにより、特定行為研修修了者数は前年度を大きく上回る135名となった。
・ 地域住民を対象とした研修会の開催件数 （目標値 309件）	② 新型コロナの影響で開催が困難な研修などもあったが、前年度に引き続きWebの活用を進めつつ令和4年度においてはWebと現地のハイブリッドで地域住民のニーズにあわせた新型コロナに関する研修会の実施に取り組んだことにより、前年度を大幅に上回る 451件となった。
・ 職種毎の実習生の延べ受入日数 【目標値 医師・歯科医師 16,477人日】	② 昨年度に引き続き、他の受入先では引き続き受入を制限する中、新型コロナへの対応による経験、様々な診療機能を持つNHOの病院ネットワークを活用することで、医師・歯科医師については、23,448人日となった。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
・ 質の高い医療従事者の育成・確保	看護職員のキャリアパス制度として、看護職員能力開発プログラム（ACTy）に基づき獲得した能力を土台とし、看護管理者に求められる能力と目標及び学習実践内容を示した看護管理者能力開発プログラム（CREATE）を整備し、看護職員一人ひとりが自己のキャリアデザインに基づきキャリアを発展させる体制を整えた。 また、特定行為研修修了者については、目標を大きく上回る135名の特定行為研修修了者を出すなど、引き続き質の高い医療従事者の育成・確保に取り組んだ。

1 地域医療に貢献する研修事業の実施

○COVID-19研修のNHOの枠を越えた実施(P130)

新型コロナウイルスの感染拡大防止や対応能力の向上を図るため、地域の医療機関・介護施設等を対象として、NHOの知見を活用した感染症対応にかかる研修（COVID-19研修）を実施した。NHO全体として、目標を大きく超える**496件（外部受講者10,879人）**の研修を実施した。

COVID-19研修事業の遂行にあたっては、当該事業が国の危機管理の一環として位置づけられ、事業実施により感染拡大防止対策の強化に貢献すること、その重要な役割をNHOに求められており、中期目標にも追記されたことから、しっかりと役割を果たしていくべきことを各病院向けに説明し各病院に地域に向けた積極的な研修の実施を求めた。

本部では、数多くの病院が新型コロナ対応を行っているというNHOの特性を生かし、臨床検査、放射線、栄養、臨床工学技士などの職種ごとに、その蓄積された知見を活用した研修を開催し、地域の医療機関における対応能力向上に努めた。

（外部受講者数）

臨床検査：**330名** 放射線：**188名** 栄養：**596名**

臨床工学技士：**3名**

病院では、各病院の得られた経験等を、可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、令和4年度においても引き続き新型コロナ禍にあったが地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。

○外部との連携による新型コロナ対応研修の実施(P131)

幅広い対象に向けた新型コロナ対応の研修を実施するために、各関係機関と連携し、研修を実施した。

- ・医療・介護施設の将来計画に関する職員等向け研修
医療・介護施設の将来計画に関する職員及びパンデミック・災害に関する行政担当者を対象として、福岡市等の協力を得て、感染症対応の総括及び次のパンデミックへの備え等を目的とした研修を実施し、**499名**が受講した。（NHOからは九州医療センター院長、本部審議役が参加）
- ・臨床検査に関する職員向け研修
医療機関において臨床検査に携わる職員を対象として、臨床検査受託会社の協力を得て、SARS-CoV-2核酸増幅検査および生理機能検査感染対策等を目的とした研修を実施し、**431名**が受講した。

○eラーニングシステムの積極的な活用(P132)

新型コロナ禍においても職員の研修機会の確保や様々な感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和3年度末にeラーニングシステムを導入した。

令和4年度以降、NHOにおける新たな研修形態の1つとして、eラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催しており、**26件**の研修を行った。

○テレビ会議システムを活用したオンライン形式での研修（P133）

令和4年度においても、新型コロナウイルスの流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、新型コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。

（研修実施件数）

令和元年度：357コース 13,047名（テレビ会議システム導入前）
 令和2年度：59コース 2,718名（うちオンライン受講者 2,564名）
 令和3年度：223コース 12,212名（うちオンライン受講者 12,135名）
 令和4年度：**333コース 12,901名**（うちオンライン受講者 **10,673名**）



○チーム医療研修「強度行動障害医療研修」の実施 (P132)

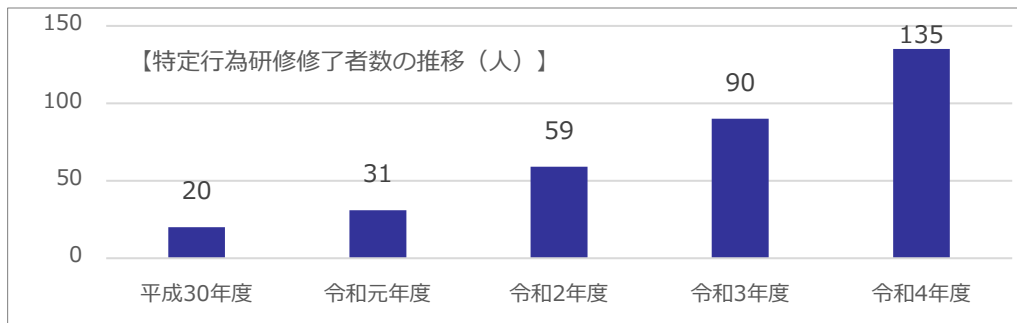
強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを目的とした研修を実施し83名が受講し、強度行動障害医療の専門性をさらに高め、NHOでの治療内容（技法・プログラム）の均てん化、専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。

2 質の高い医療従事者の育成・確保

○国が進めている特定行為研修修了者の育成(P124)

令和4年度においては、これまで特定行為研修制度における指定研修機関を設置することができていなかった宮崎県からの強い要請に応え、宮崎東病院において地域のニーズに応じた呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の指定研修機関となるなど、機構全体で35病院（令和3年度28病院）が指定研修機関となった。また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大に取り組む等、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための体制を整備したことにより、令和4年度特定行為研修修了者は目標を45名回る135名（達成度：150.0%）となった。

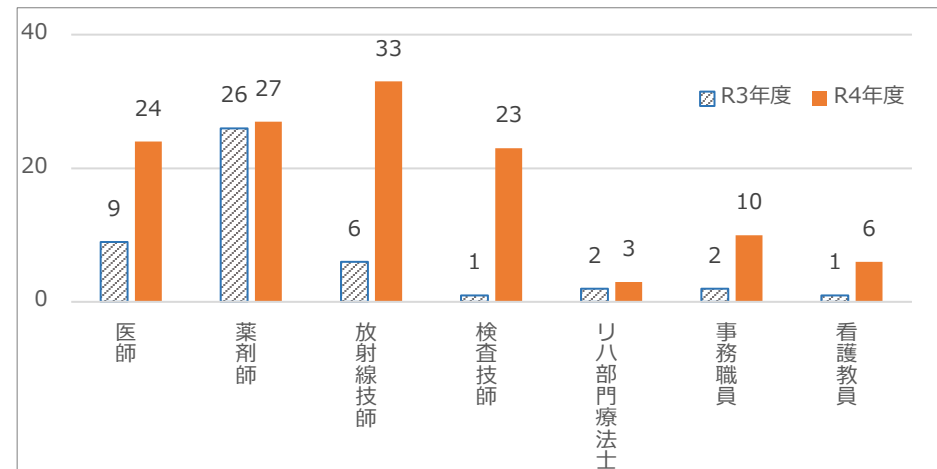
また、令和2年度から厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実施団体」に指定されている。令和4年度においても、新型コロナ禍の影響を受けずに開催できるよう、eラーニングによる事前学習とWebによる双方向性の特定行為研修指導者講習会を5回開催し、研修修了者は203名（応募倍率1.8倍）となり、安全に特定行為を実施するために必要な指導者育成に貢献した。



○看護師のキャリアパス制度の充実(P122)

看護職員の能力の開発として、各グループが個々に実施していた3つの研修「医療安全対策研修Ⅰ」「入退院支援に関する実践力向上研修」「認知症ケア研修」を集約、カリキュラムを共通化し、研修の質向上・均質化、グループ職員の負担軽減及び経費削減を行った。特に医療安全対策研修Ⅰについてはeラーニングの活用により多職種が参加できる体制を構築、受講者や受講機会を拡大したことにより、令和3年度の235人から令和4年度は352人（+149%）と受講者を増加させた。また、看護職員能力開発プログラム（ACTy）に基づき獲得した能力を土台として、看護管理者に求められる能力と目標及び学習実践内容を示した看護管理者能力開発プログラム（CREATE）を整備し、学習資源として活用できる研修の体系化に取り組み、看護職員一人ひとりが自己のキャリアデザインに基づいたキャリアを発展させるための支援体制を構築した。

【医療安全対策研修Ⅰ職種別受講者数比較（看護師以外）】



さらに、看護学生の実習受入れに当たり、より質の高い教育や学生を尊重した指導が行える者の養成を目的として開催している実習指導者講習会についても、カリキュラムの共通化及びeラーニングの活用により、多くの者が受講できる環境を整える準備を進めた。

評価項目No. 2-1 業務運営等の効率化

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R元年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

難易度 高

I 中期目標の内容

① 効率的な業務運営体制

- ・本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。
- ・法人の業績等に応じた給与制度を構築する。
- ・働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、タスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施する。

② 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築

- ・人件費率と委託費比率等に留意しつつ、適正な人員配置に努める。
- ・「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。
- ・医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達に努める。
- ・後発医薬品については、これまでの取組を継続し、より一層の採用促進を図る。
- ・地域の医療需要や経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に投資を行うとともに、保有資産の有効活用にも取り組む。
- ・一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図る。

- ①及び②の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とする。

【難易度「高」の理由】

- ・病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

II 指標の達成状況

目標	指標	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
		達成度	達成度	達成度	実績値	達成度
・事業の継続性を図り、安定的な経営基盤の確立	・経常収支率（目標値 100%）	100.2%	105.7%	108.6%	105.4%	105.4%

III 評定の根拠

根拠	理由
・効率的な業務運営体制	働き方改革の一環として、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、勤務時間システムの導入を行った。また、NHOの役割を将来にわたって継続的に維持した上で医療の質の向上・効率化を図るために建物整備やICT基盤整備を進めるべく、基盤強化推進基金の創設を決定した。一般管理費については、平成30年度と比較して17.5%節減した。
・効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築	新型コロナ禍においても、効率的な人員配置の実現や費用の削減等について各病院が取り組むとともに、特に資金余力がない病院等に対して本部・グループによる支援を行うなど、様々な工夫による経費節減等の取組を進めた。また、地域から求められる診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者を受け入れたこと等新型コロナ対応と一般医療との両立を進めたことにより、経常収支率100%を超えることができた。

1 効率的な業務運営体制**○職員のモチベーションの維持向上を図るための取組(P141)**

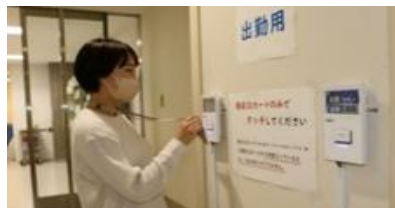
令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス患者等の診療等に従事した職員に対して、従事手当等を支給している。(令和4年度支給対象人員**1,539,218人**日、支給総額**59.4億円**)

また、新型コロナウイルスの流行が長期化する厳しい環境下において、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置を実施することとし、令和4年6月(支給総額：**10.8億円**)と令和5年3月(支給総額：**106.4億円**)に臨時特別一時金を支給した。

○新たな勤務時間管理方法の導入・運用の開始(P147)

客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、モデル病院における検証及び課題等を踏まえ、全病院(電子カルテ更新病院を除く)でICカード・ICカードリーダーを利用した勤務時間システムを導入した。

今後、各病院の勤務時間システムを次期HOSPnet・人事給与システムへ自動連携させることにより、本部において各病院の勤務時間関連データが集積可能となり、病院への個別調査を削減させるなど業務の効率化を図る。

**○働き方改革への適切な対応(P146)**

医師にかかる時間外労働時間の上限規制は、令和6年4月より適用することとされているが、NHOでは、医師の働き方改革を一層推進していくため、年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師(令和3年度：**37人**)が在籍する病院の幹部職員を対象に、医師の長時間労働の要因を把握し、診療科内での体制の見直しを行う等の対応を行うことにより、改善を図った結果、令和3年度に960時間超となった医師の令和4年度における平均時間外・休日労働時間は、大きく減少(一人あたり▲**181時間**)した。

2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築**○IT化の推進(P170)****<オンライン資格確認の導入>**

国が推進しているオンライン資格確認の導入について、病院と支払基金等間とのネットワーク環境の回線の集約化の整備を実施し、令和4年度末までにすべての病院においてオンライン資格確認システムを導入した。

○法人全体の資金の有効活用による強靱化に向けた取組(基盤強化推進基金の創設)(P156)

医療を取り巻く環境の激変を踏まえると、今後の病院経営はこれまで以上に厳しくなっていくが、今後、そうした厳しい環境に直面していく中であっても、当機構は、地域から求められる医療、感染症や災害医療といった危機管理対応などを含め、国の医療政策を支える当機構の役割・使命を、現在も将来も安定的かつ継続的に維持していく必要があり、また、医療の質の向上と効率的な医療の実現を目指して政府が推進する医療DXにも率先して取り組む必要がある。

こうした当機構に求められる役割を適切かつ確実に果たすために必要となる、感染症対策・災害医療対策の建物整備やICT基盤整備といった医療機能の強靱化に向けた取組を、法人全体の資金を有効活用して早急に進めるため、病院の理解を得て、病院と本部の保有資金から拠出する資金(約1,000億円)を財源とする基金の創設を決定した。当該基金を活用して医療機能の強靱化に向けた取組を進めることとしている。

○投資の促進と効率化(P155)

NHOの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠の範囲内で投資を行った。

令和4年度は497億円の投資枠の中で、共同入札や使用状況を勘案した数量見直し等の取組により、**488億円**を投資決定した。

また、医療機能を維持するための投資にとどまらず、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。

加えて、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みを新たに設けた。

さらに、今後の大型整備(感染症対策、災害医療対策及び老朽化対策)について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、将来における人口構造や社会保障を取り巻く環境の変化や、地域医療構想を踏まえた機能や規模とするため、厳しい経営状況等を鑑み、改修整備を基本とする方針を決定した。

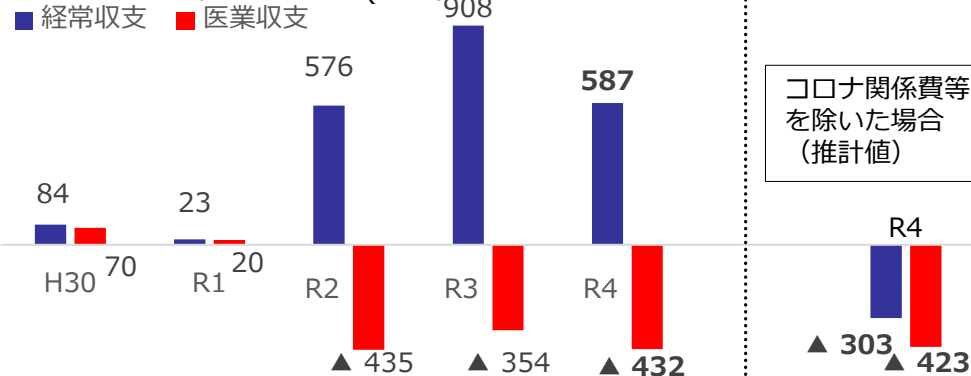
○**経常収支 (P153)**

令和4年度は、国内で過去最大の感染の波が2度わたり訪れる中、国や自治体からの要請に応え、新型コロナ患者を受入れた。また、感染防止対策を徹底し、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの不採算の医療を含む地域医療をできる限り維持したことで、令和4年度の救急車受入数は**217,712件**、手術件数は**202,880件**となり、令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、法人全体の患者数は大幅に減少（新型コロナ前の対令和元年度比で入院患者は▲8.4%、外来患者は▲7.5%）した状態が続いている。新型コロナ患者の受入れやさらなる費用削減を含めた様々な取組み等により、**経常収支は587億円の黒字**、**経常収支率は105.4%**となったものの、**病院経営の軸である医業収支は、432億円の赤字**となっている。

なお、一定の前提を置いて新型コロナに係る収益・費用を除いた収支を推計すると、**経常収支は303億円の赤字**、**医業収支は423億円の赤字**となり、厳しい状況となっている。

こうした状況下でも、今後も当機構の役割を果たしていく上で、従来の機能を維持するための投資に加えて、新たに医療機能の強靱化（感染症対策対応、災害対策対応、医療DX対応等）に取り組む必要があるが、省令で定められた償還期間の範囲内での借り換えしか認められていないといった資金調達に関する法的制約があること、また、現下の厳しい医業収支の状況などを踏まえると、**当機構に求められる役割を果たし続けるために必要となる医療機能の強靱化を含めた投資を行うための資金余力が十分にあるとは言えない状況である。**

経常収支、医業収支の推移(億円)



○**経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進 (P154)**

令和4年度も引き続き、資金余力のない病院であって、電子カルテ更新等の診療報酬による償還が困難な投資を行う際に、過去投資分を含む病院経営全般に係る償還計画の策定が必要な病院等を改善推進病院として指定し、本部及びグループの協力体制の下に経営改善の支援を行った。なお、令和4年度に指定を行った46病院のうち、**医業収支等の改善が見られた病院は11病院**となった。

○**医療機能の移転 (P157)**

＜徳島病院のポストNICU病床の東徳島医療センターへの移転について＞

徳島県の小児医療は医師確保が課題となっており、特にポストNICU病床（新生児集中治療室の後方病床）の専門医療については、合併症や在宅移行支援などの患者ニーズにも対応していくことが求められていることから、県医療計画における小児医療の集約化・重点化の方向性に沿って、令和5年10月目途に徳島病院のポストNICU病床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターに移すことを令和5年3月に公表した。

○**経費の節減 (P160)**

令和4年度も引き続き、**医薬品及び大型医療機器**に関して、他法人とも連携の上で**共同入札**を実施し、業務の効率化を進めるとともに、規模の利益により費用低減を図った。また、**大型医療機器以外の医療機器**については、NHO内の取組として**共同入札**を実施することで更なる経費の節減に努めた。

また、**個人防護具等の医療材料の共同調達**について、令和5年度中に開始ができるよう準備を進めている。

さらに、**ベンチマークシステム**を活用した**医療材料費の適正化**にも引き続き取り組み、本部の支援の下で各病院において事業者と価格交渉等を行って**0.8億円**の費用を削減し、令和5年度以降のさらなる取組につなげる形とした。

○**一般管理費の節減(P173)**

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、令和4年度は、**221百万円**となり、平成30年度と比較し**17.5%節減**することができた。

平成30年度 268百万円 → 令和4年度 **221百万円 (▲17.5%)**

評価項目No. 3-1 予算、収支計画及び資金計画

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R元年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

①繰越欠損金の解消

- ・財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努める。

②長期債務の償還

- ・長期借入金の元利償還を確実に行う。

II 評定の根拠

根拠	理由
・長期債務の償還	約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成した。

1 予算、収支計画及び資金計画

○長期債務の償還等(P178)

長期借入金の償還を約定どおり行ったことにより、長期借入金の残高は大きく減少している（令和3年度末：4,507億円→令和4年度末：4,164億円）。

令和5年6月23日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」が公布されたため、同法第4条により、当機構の積立金のうち422億円を令和6年3月31日までに国庫に納付することとなった。

【参考：繰越欠損金の解消計画】

取組項目		実施内容	定量的項目 (R3年度→R4年度)
収入の確保		<ul style="list-style-type: none"> 近隣医療機関等への定期的な訪問 入退院支援の強化 紹介率や逆紹介率の向上 施設基準の取得状況の把握 	紹介率 74.6%→ 75.6% 逆紹介率 70.6%→ 70.3%
人件費率と委託比率を合計した率の抑制		<ul style="list-style-type: none"> 職員定数の管理の厳格化 委託費の削減や効率的な業務委託契約の支援 	人件費 (委託費含む) 59.2%→ 59.7%
経費の削減	①医薬品の低減	<ul style="list-style-type: none"> 使用医薬品の標準化 他法人との連携による共同購入の実施 入札品目のグルーピングの見直し 後発医薬品の使用促進 	後発医薬品の採用率 89.3%→ 89.6% 採用率70%以上の病院数 137病院→ 135病院
	②医療機器等の共同入札	<ul style="list-style-type: none"> 他法人との共同入札の実施 共同購入の対象機種拡大 購入価格の標準化 	大型医療機器の共同入札 33病院 44台 → 39病院 56台 大型医療機器以外の共同入札 34病院 13品目 → 38病院 13品目
	③医療材料費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 約800施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施 	費用削減額 2.5億円→ 0.8億円
投資水準の設定		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度設定した投資水準の範囲内で投資を行う 投資回収性が高い投資案件に積極的に投資を行うための枠を設定 	投資回収性が高い投資案件への投資決定額 10.5億円 → 9.2億円

<令和4年度の経営状況（対令和3年度比）>

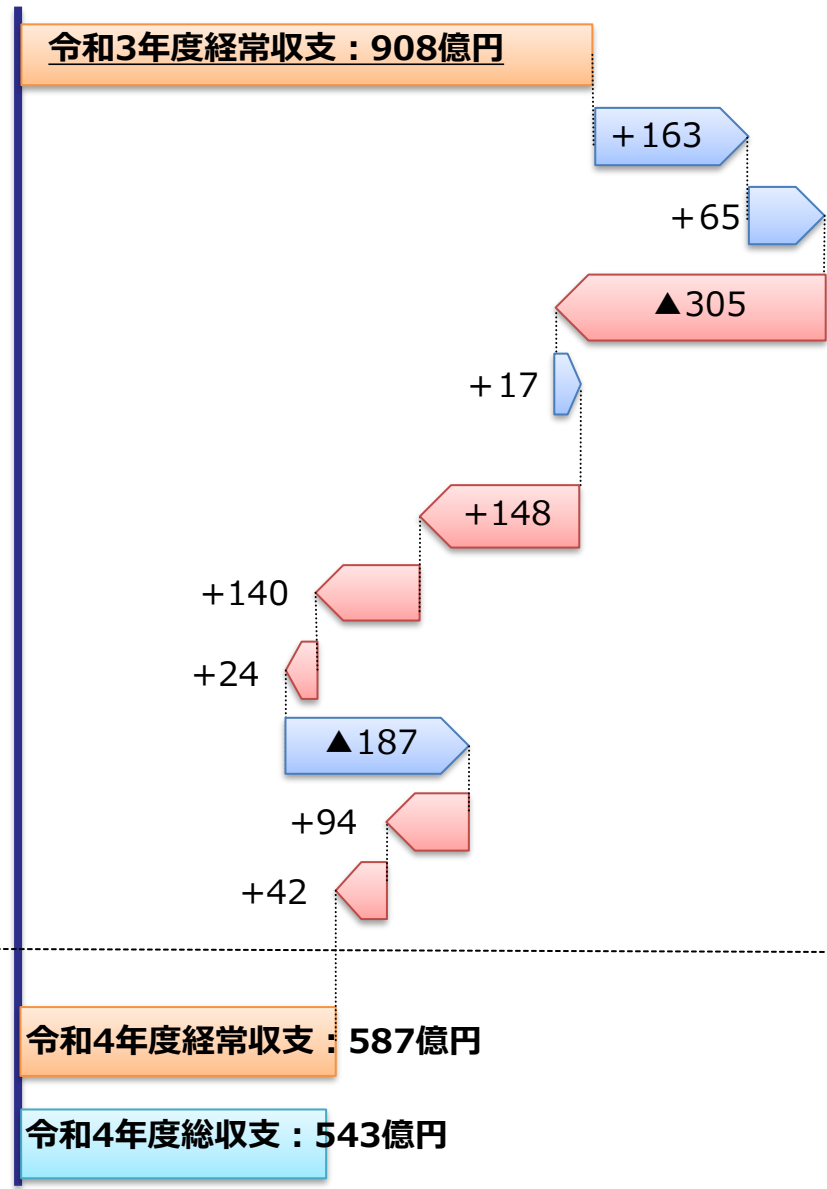
（単位：億円）

【経常収益】（対令和3年度比：▲50億円）

- 入院診療収益の増
- 外来診療収益の増
- 補助金等収益（コロナ関係）の減
※資産見返戻入は除く
- その他の収益の増

【経常費用】（対令和3年度比：+271億円）

- 人件費の増
- 材料費の増
- 委託費の増
- 減価償却費の減
- 水道光熱費の増
- その他の費用の増



※1 上記の図は、それぞれ収支に対して右向き矢印（青）はプラスを、左向き矢印（赤）はマイナスを表す。

※2 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

評価項目No. 4-1 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R元年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

① 人事に関する計画

- ・ 医師等の医療従事者を適切に配置し、技能職についてはアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。

② 内部統制の充実・強化

- ・ 内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。

③ 情報セキュリティ対策の強化

- ・ 政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献する。

④ 広報に関する事項

- ・ 機構の役割・業務等について、積極的な広報に努める。

II 評定の根拠

根拠	理由
・ 人事に関する計画	病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。
・ 内部統制の充実・強化（コンプライアンス徹底への取組等）	令和4年3月公表の「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」について、同年5月、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、 <u>取引業者との癒着を許さないというNHOの明確な意思を職員に伝えた。</u> 調査を行った外部調査委員会からは、100%の回収率や調査結果を踏まえ、NHO職員の倫理観とモラル（士気）の高さが評価された。
・ 情報セキュリティ対策の強化	政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-learningコンテンツを利用し引き続き研修を行っている。また、研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた（オンライン上で無償提供を続けている。）。
・ 広報に関する事項	ホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するNHOの取り組みを掲載するなど、情報発信している。

1 人事に関する計画

○医師確保対策としての各種制度の実施(P185)

定年を迎える医師の蓄積している専門知識（例：セーフティネット分野）を一層浸透させること、及び、短時間であれば勤務が可能な医師を確保することを目的として、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。

【各種制度の利用状況】

【1月1日時点の現在員数】

		R4.1.1	R5.1.1
シニアフロンティア制度	27名		
期間職員制度	75名	医 師 6,294名	6,262名
短時間正職員制度	21名	看護師 40,548名	40,290名
医師派遣助成制度	延べ397人日		

※「医師派遣助成制度」欄は、平成29年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。

○看護師の離職防止・復職支援策の実施 (P187)

潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象にホームページに採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。

なお、NHOで令和4年度に調査した看護職員の離職率は全看護職員で9.7%であった。

※2022年病院看護実態調査 常勤看護職員 11.6%

○障害者雇用に対する取組 (P191)

障害者の積極的な雇用を引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2.76%と法定雇用率（2.6%）を上回った。

○技能職の削減 (P192)

令和4年4月1日時点の職員数694名から令和5年4月1日時点の職員数は659名となり、35名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシングに努めている。

2 コンプライアンス徹底への取組

○取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等について(P199)

令和4年3月30日に公表した「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」の事案について、令和4年5月には、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、取引業者との癒着を許さないというNHOの明確な意思を職員に伝えた。

なお、調査を行った外部調査委員会からは、100%の回収率や調査結果を踏まえ、NHO職員の倫理観とモラル（士気）の高さが評価された。

外部調査委員会の調査報告書「結語」より

「機構の圧倒的多数の職員におかれては、高い倫理観とモラル（士気、労働意欲）をもって、透明・公正かつ適正な契約処理を実施していた。」

さらに、令和5年3月には、NHO職員に求められる倫理や、契約のルールについて、全ての事務職員を対象とする倫理研修を行い、再発防止に努めている。

○勤務環境に係る取扱いの明確化について(P201)

令和5年2月からのNHOに関する勤務環境に係る一連の報道もあり、改めてNHOが一丸となって勤務環境の改善に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取扱いを明確化し、全ての職員に制度や勤務環境に係る取扱いへの理解を共有した。

また、全ての職員を対象としたアンケートを実施する（令和5年9月頃を予定）等の取組を通じて、改善すべき点については、確実に改善を図っていくこととしている。

3 情報セキュリティ対策の強化

○情報セキュリティ対策の強化 (P202)

個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請やサイバーセキュリティ基本法の改正（平成28年10月施行）等に基づき、以下の取り組みを行った。

- ①政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-ラーニングコンテンツを作成した。
- ②医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を令和2年度にセキュリティベンダと共同開発した。引き続き、オンライン上で無償提供をしている。
- ③国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、SOC（※）による24時間365日のセキュリティ監等を継続的に実施した。当該セキュリティ対策により、情報セキュリティにかかる重大なインシデントは発生しておらず、十分なセキュリティ体制を維持している。

※Security Operation Center(セキュリティ・オペレーション・センター)の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。

4 広報に関する事項

○積極的な広報・情報発信 (P203)

NHO本部のホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するNHOの取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対応病床確保の取り組み、医療従事者の応援派遣、国立病院機構法第21条第1項に基づく厚生労働大臣からの要求と対応について等を掲載し、情報発信している。また、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等もホームページに掲載している。更に、twitter・Facebook等のSNSも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。

